

浦 監 第 60 号
令和 4 年 5 月 26 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 西 川 嘉 純

令和 3 年度定期監査（福祉部）の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 4 項及び浦安市監査基準に基づき実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

令和3年度定期監査（福祉部）の結果報告書

1 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年12月31日または、令和4年1月31日に執行された財務に関する事務の執行等

2 監査対象部局

福祉部

(社会福祉課、障がい福祉課、障がい事業課、こども発達センター、高齢者福祉課、高齢者包括支援課、介護保険課、中央地域包括支援センター)

3 監査の実施期間

令和3年12月14日から令和4年5月13日

4 監査の着眼点

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかに主眼をおいて実施した。

5 監査の実施内容

予算及び事務の執行について、関係書類の審査、質問審査を行った。

6 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正であったが、次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

- (1) 令和2年度において、令和元年度中に病院などに支払うべき生活保護一時扶助（生活扶助）が期限内に支払わず過年度支出となった事例について、経緯、対応、また再発防止策等の報告を受けたところである。しかしながら、今回の定期監査においても、令和2年度中に支払うべき嘱託医の報償費の未払いが発覚し、過年度支出となっていた。また、未払金については早急に支払う必要があるにもかかわらず、発覚から2か月以上経過してからの支払いとなっていた。

年度中の支払いについては、例年、出納整理期間に十分確認を行うよう、所管部局からも周知されているが、本事案については、決算後の発覚、さらに、支払いの時期が年末になったことについて、問題意識の欠如が見られ、再発防止に向け徹底した改善を図るよう求める。

(指摘事項：社会福祉課)

- (2) 重度心身障がい者手当の支給事務について、定期的な現況調査による資格確認を行っていなかったことから、受給者42名への支給が過払いとなっていた。今後は、必要な事務手続きの改善を行うなど、適正な支給に努められたい。

また、過払い者への対応についても引き続き丁寧な説明を行い、過払い金の返還が確実になされるよう努められたい。

(改善事項：障がい福祉課)

(3) 事務処理上の軽易な誤り等があったことから、改善を求める。

(注意事項：全課)

(備 考)

監査結果の区分は、次のとおりとしている。

勸 告：法令等に違反しているものや故意又は過失により重大な損害等が生じたもの、事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの、著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるものなど

指摘事項：法令等に違反しているものや故意又は過失により重大な損害等が生じたもの、事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの、著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるものなどで勧告にあたらないもの

改善事項：法令等に照らし、一概に違法又は不正とは言えないが、さらに改善又は見直しが必要と認められるものや現時点で損害等は発生していないが、重大な損害等が生じる可能性があるとして認められるもの、指摘事項には至らないが、事務処理等が適切性を欠くと認められるものなど

注意事項：事務処理上等の軽易な誤りで、改善が可能又は必要と認められるものや現時点で問題はないが、継続して注視していくことが必要と認められるもの、指摘事項又は改善事項とする程度にはないが、注意が必要と認められるものなど

※監査結果報告書については、「勧告」、「指摘事項」及び「改善事項」に該当するものを記載している。